

9月7日（水）以降の日本入国時の水際措置の見直し

令和4年8月25日

在チェンマイ日本国総領事館

9月7日（水）午前0時（日本時間）以降、有効なワクチン接種証明書（注）を保持している全ての帰国者・入国者については、出国前72時間以内の陰性証明書の提出が不要となります。

（注）有効なワクチン接種証明書とは
以下の厚生労働省ホームページでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

有効なワクチン接種証明書を保持していない場合は、引き続き出国前72時間以内の陰性証明書の提出が必要ですので、ご注意ください。

この水際措置の見直しは、8月24日に岸田総理大臣が記者会見で発表したもので、8月25日に詳細が公表されました。詳細は以下のリンクをご参照ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C073.html

○問い合わせ先

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口

- ・日本国内から：0120-565-653
- ・海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

在チェンマイ日本国総領事館

電話：+66-52-012500

Fax: +66-52-012515

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号やemailアドレスの追加・変更等）、または帰国・転出等があれば必ずお知らせください。

（在留届・変更届・帰国届の提出：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）

◎在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方（海外旅行者・出張者を含む）は、外務省海外旅行登録（「たびレジ」）を、ぜひ活用してください。登録者は、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡の受け取りが可能です。

・たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

・たびレジ簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>